

「日常生活におけるトラブル、手続きなどで様々な問題を抱える高齢者を支援します」



NPO LIFE SUPPORT TOKYO



特定非営利活動法人

ライフサポート東京

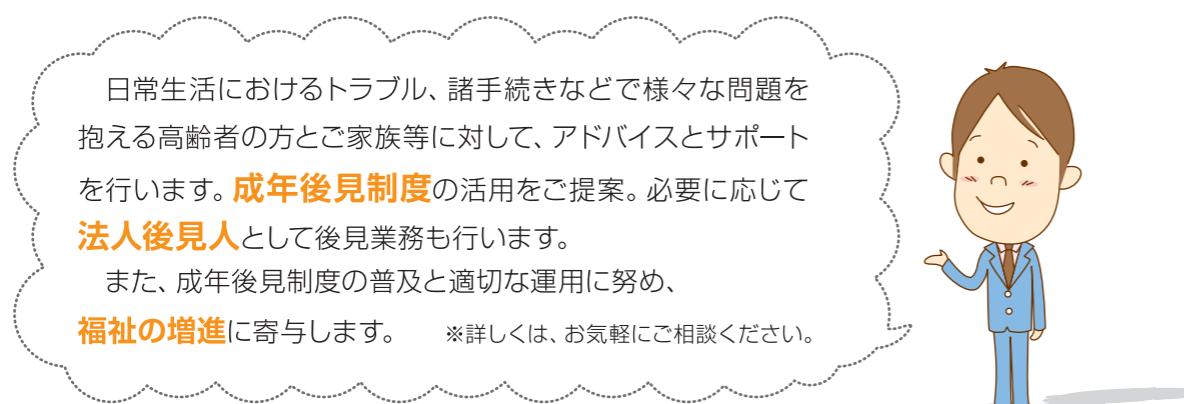
東京都品川区北品川二丁目8番3号

tel.03-3472-8595 fax.03-6807-2580

<http://lifesupport.admini-s.com>

独立行政法人福祉医療機構  
「長寿・子育て・障害者基金」  
助成事業

## ●NPO法人ライフサポート東京とは？



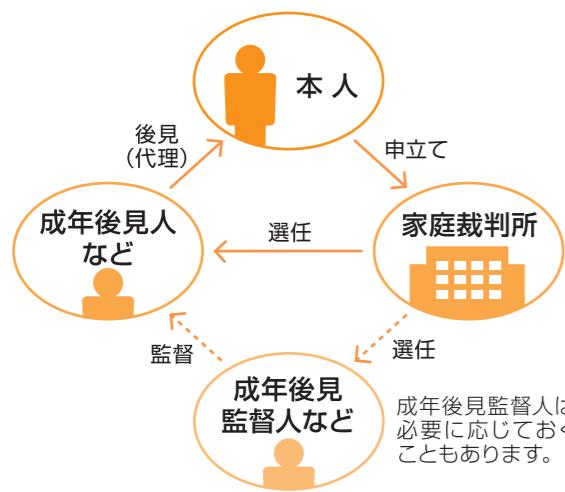
## ●成年後見制度とは？

成年後見制度とは、契約など法律行為や財産管理を支援することによって、認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々の権利を保護するための制度です。

### 1 法定後見制度

認知症や知的障がい等により  
判断能力が十分でない場合

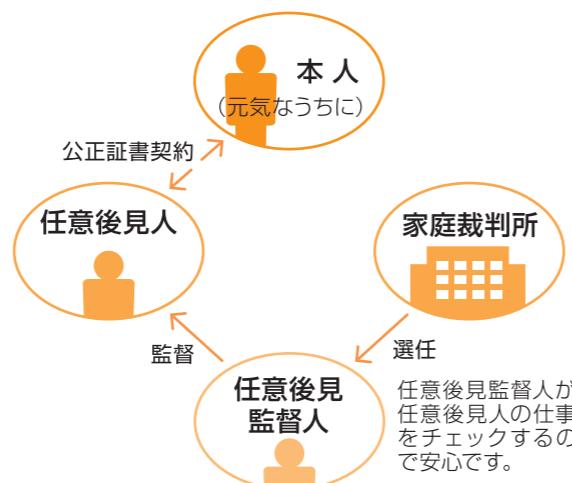
本人の個別の事情に応じて、家庭裁判所によって、適切な保護者（後見人・保佐人・補助人のいずれか）が選ばれるようになっています。なお、申立ては本人・親族・市長もできます。



### 2 任意後見制度

判断能力が十分である場合

判断能力があるうちに、代理人（任意後見人）を定め、自分の判断能力が不十分になった場合に備えて「任意後見契約」を公正証書で結んでおくことができます。



みんなの笑顔を  
守ります



## 成年後見人は、次のようなことを行います

まずは

- 本人の財産状況などを明らかにして、財産目録を作成
- 財産管理や介護、入院などの契約について  
計画と収支予定を立案



日々の生活の中で

- 預金通帳などを管理し収支の記録を残す

必要に応じて

- 介護サービスの利用契約の代行
- 施設への入所契約の代行

## ○法人後見とは？

法人が成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」という）になることです。

### 法人後見のメリット

#### ～継続性～

個人の成年後見人等の場合、病気、事故、死亡等で後見事務を行えなくなるという事態が起こります。法人後見なら事務担当者を変えることで対応できるので安心です。

#### ～広い地域への対応～

管理財産が広範囲に及んでいたり、入居施設の関係などで居住地と管理財産が離れていても、各地の事務担当者が対応するという組織的対応が可能です。

#### ～安全性・信頼性が高い～

法人は、色々な職歴や経験を持つスタッフがそろっているので、様々な事案に対応可能です。複数担当者制、監査や後見事務チェック体制を利用することで保護の幅が広がります。

#### ～心理的不安・負担感の解消～

財産管理や身上監護について争いのある場合、また、身体的・経済的虐待を受けている場合など、組織的対応で回避や個人攻撃を防御・解消できます。

#### ～コスト分散～

法人は、組織力により多数の案件を受任することでコスト分散が可能。資産が少なく後見報酬をあまり見込めない事案についても受任可能性が出てきます。

費用は、任意後見の場合、契約内容や依頼される方の事情によりますので、まずはご相談ください。

法定後見の場合は、資力その他の事情によって家庭裁判所で決められ、ご本人の財産の中から支払われます。



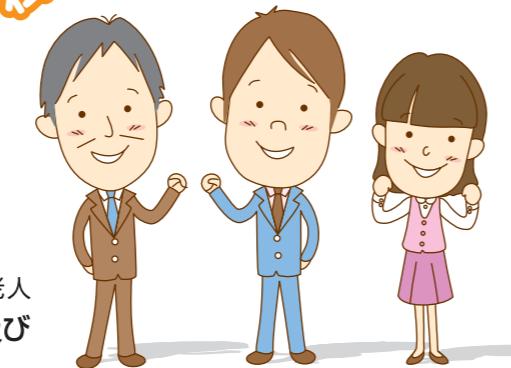
## ❖事業内容

### || 主なサービス ||

#### 1. 成年後見業務

- ・介護契約（介護保険制度における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約等を含む。）等の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・福祉関係施設への入所に関する契約（有料老人ホームの入所契約等を含む。）の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・医療契約並びに病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ・金融機関との取引、日常生活に必要な生活費の管理及び物品の購入、預貯金通帳、年金関係書類等の重要な証書等の保管 など

私たちにお任せください！



#### 2. 財産管理業務

- ・不動産の管理（賃料収入の管理等）
- ・定期的支払手続き（公共料金等）
- ・臨時の現金引出・支払
- ・財産の保管
- ・相談支援 など



#### 3. 見守り業務

- ・定期的な訪問（月1回程度）など



#### 4. その他の業務

- ・死後のお手続など

NPO LIFE SUPPORT TOKYO

### 「お気軽にご相談ください」

私たちの活動目的は、成年後見制度の活用支援をはじめ、日常生活から財産の管理・処分に関することなど、不安を抱えておられる方々を広くサポートするものであります。

近年はひとりで生活されている高齢者も多く、今は元気でやっているが、今後の生活を考えると何かと不安であるというような相談も多くなっております。

私たちは、このような皆さんの不安解消へ向けての適切なアドバイスや手続きのサポートなど支援してまいります。

相談相手が近くにいないなど、お困りの方はぜひ一度ご相談ください。

### || こんな支援を行っています ||

#### 1 相談

成年後見制度の利用方法、申立方法、財産管理についてなど、疑問点や不安についてご相談に応じます。

#### 2 後見開始の審判等の申立書類作成支援

申立書の書き方が分からない方、必要書類の手配が面倒な方などのために書類作成について支援いたします。



#### 3 成年後見人等の引受け

成年後見人等になる人がいない場合、第三者による後見が妥当な場合に、成年後見人等をお引受けします。

#### 4 その他

遺産分割協議、遺言書の作成、相続手続など、様々なご相談に応じます。



## || サポートの流れ ||

### ① ご相談・ご親族との協議

- 状況の把握・確認、戸籍調査

### ② 申立ての準備・申立ての支援

- 必要書類等の取り寄せ
- 医師の診断書の手配
- 本人の住所地の家庭裁判所へ申立て

3~6ヶ月程度

### ③ 家庭裁判所の審理・審判

- 家庭裁判所による調査・審問
- 医師による鑑定

### ④ 法人後見のサービスの開始

- 法務局へ登記後、法人後見がスタート
- 複数担当者制でのサービス（ケースによります。）

### ⑤ 定期訪問・後見事務など

- 月1回の定期訪問による見守り
- 財産管理、入院手続等各種契約の締結 etc

### ⑥ 終了

- 本人の死亡により後見は終了

申立てから審判確定までは、事案により長期間かかる場合がありますので、注意が必要です。また成年後見人等は家庭裁判所により選任されるため必ずしも当法人が選任されるとは限りません。

## || 活動紹介 ||

**私たちちは、皆様のお役に立てるよう  
次の活動を行っています。**

- 成年後見制度に関する情報収集及び調査研究
- 成年後見制度に関する相談会及び講演会
- 成年後見制度の受託支援団体としての活動
- 高齢者の日常生活に関する相談会及び講演会
- 高齢者の日常生活に関する委任事務
- その他目的達成のために必要な事業

### セミナーの開催

一般の方や福祉関係者等を対象として、成年後見制度の理解を目的としたセミナーを行っています。

### 無料相談会

主に一般の方を対象とし、所属会員によって成年後見制度に限らず様々な相談に応じてあります。

### 成年後見実務研究会

所属会員の専門的な知識の向上を目的とした講習会を定期的に行っております。

### 実務担当者カンファレンス

実務を担当している会員や福祉関係者等により、現場での様々な意見を交換して、日々業務の質を向上させています。

### ケース会議

実務を担当している全会員により、リアルタイムの現場での課題や憂慮事項を話合うことで、迅速かつ的確な問題解決を行っています。



## || 運営体制 ||

### 法人後見制度の採用

当法人に紹介された案件は、すべて法人として受任します。

法人として受任した場合、

- ①正会員の中から後見事務担当者を募集
- ②応募者の中から理事会で正副担当者を決定
- ③後見事務担当者が  
成年後見開始の審判等の申立ての支援
- ④法人が成年後見人等に就任
- ⑤後見事務担当者が後見事務を遂行

### 会員の構成

私たちは、国家資格を有する専門家の集まりです。行政書士のほか、社会保険労務士、司法書士、FP、宅地建物取引主任者有資格者もいます。成年後見制度の活用を法律面からしっかりサポートします。

### 賠償責任保険契約の締結

法人として、株式会社損害保険ジャパンと損害賠償責任保険契約を締結し、  
万一の事故があった場合に本人を保護することができるようになっています。

## || 監督体制 ||

### 1. 複数担当者制

正副担当者制により、副担当者は後見事務担当者を支援、監督します。後見事務担当者に事故ある時でも、副担当者が後見事務を遂行することにより、後見事務に支障が生じることを防ぐことができます。

### 2. 体制委員会

法人による成年後見の適正かつ円滑な運営のため「体制委員会」を設置し、後見事務の受任から終了までのフローや統一書式の作成等、内部体制の整備を行い、後見事務担当者をサポートしています。

### 3. 監査委員会

成年被後見人等の権利擁護及び後見事務の適正さを保つため「監査委員会」を設置し、3か月に1回、後見事務担当者から事務日誌の提出を受け、適切に後見事務が行われているかを確認します。

### 4. 理事会

月1回、理事会を開催し、緊急時は、臨時理事会を開催します。後見事務につき、軽微な日常事務の意思決定は後見事務担当者が行いますが、重要事項に関しては、後見事務担当者から稟議書を提出してもらい、理事会が意思決定を行います。

## || 後見事務担当者の支援 ||

- ①後見事務担当者は、事務遂行上の疑問や、悩みなど法人内部で安心して相談し、助言を受けられます（法人内部での相談であるため、守秘義務違反の問題を生じません）。
- ②後見実務未経験者でも、法人内の実務経験者の指導・助言を受け経験を積むことができます。
- ③個々の後見事務担当者が事務遂行上得た必要かつ有益な情報を理事会が集約し、それを蓄積することにより、個々の後見事務担当者が必要に応じてその都度社会資源を探すという労力を避け、効率的で迅速なサービスを提供することを可能とします。

## || NPOライフサポート東京 組織概要 ||

### 【法人設立の経緯】

平成17年2月 約1年間の準備期間を経て特定非営利活動法人ライフサポート品川を設立する。  
 平成18年2月 東京家庭裁判所八王子支部において後見開始の審判が確定し、当法人が成年後見人に初就任する。以後、成年後見人等への多数の就任実績を積む。  
 平成19年12月 活動範囲が首都圏に広がり、また、都県にわたる正会員が入会したことから、名称を特定非営利活動法人ライフサポート東京に変更する。当法人の実務研修部門として、「成年後見実務研究会」を発足させる。  
 平成21年5月 株式会社損害保険ジャパンとの間で、賠償責任保険契約を締結する。

### 【法人成立の年月日】

平成17年2月2日

### 【役員】(平成22年3月現在)

理事長	平松 太郎	副理事長	田村 通彦
理事	荒谷 泰子 金子 琢哉 吉田 晶子	監事	三輪 鉄郎

### 【組織】(平成22年3月現在)

会員数	正会員 <sup>(※1)</sup> 31名	賛助会員 <sup>(※2)</sup> 1名	合 計 32名
-----	-------------------------	-------------------------	---------

※1:正会員

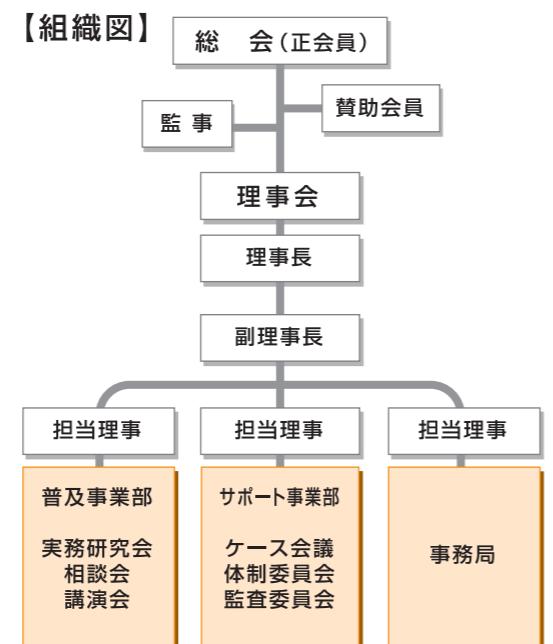
総会の議決権、情報を受けける権利（法人が発行する資料、HP等）、研修会等へ参加する権利を有する。法人が受任する成年後見等に関する案件の担当者となることができる（ただし、後見事務担当者になるためには、正会員であること以外に一定の資格要件を満たす必要がある）。入会説明会（月1回開催）へ出席してもらうとともに、履歴書、誓約書を提出してもらう。

※2:賛助会員

総会を傍聴する権利、情報を受けける権利（法人が発行する資料、HP等）、研修会等へ参加する権利を有する。法人が受任する成年後見等に関する案件の担当者となることはできない。

### 【成年後見人等就任実績】(平成22年3月現在)

### 【組織図】



#### 法定後見制度

成年後見人 11件  
保佐人 1件  
補助人 4件

#### 任意後見制度

任意後見受任者 2件

## Q & A



### 成年後見制度に関するお悩み

**Q1.** 申立ては、どこの家庭裁判所にすればよいのですか？

**A1.** 本人の住所地を管轄する家庭裁判所にしてください。  
 (わからない場合はライフサポート東京へご相談ください)

**Q2.** 誰が、申立てをすることができますか？

**A2.** 本人、配偶者、四親等内の親族、市区町村長等、法律で定められた者に限られます。

**Q3.** 申立てに必要な書類はどこで確認できますか？また、費用は誰が負担しますか？

**A3.** 必要な書類や費用は、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。また、申立てに必要な費用は、鑑定料を含め原則申立人が負担します。

**Q4.** 成年後見人等の任期はいつまでですか？

**A4.** 通常、本人が病気などから回復し判断を取り戻したり、亡くなったりするまで、成年後見人等としての役割を負います。成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要で正当な事由がある場合に限られます。ただし、補助人は、特定の法律行為が完了するなどした場合、代理権や同意権を取り消す審判を申立て、その仕事を終えることが出来る場合もあります。

### 任意後見制度に関するお悩み

**Q5.** 任意後見制度とは、どのような制度なのですか？

**A5.** 任意後見制度は、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人が作成する公正証書によって結ぶものです。

**Q6.** 任意後見契約はいつから効力を持つのですか？

**A6.** 本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所で本人の任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

